

# Business

## ビジネス



**実務を含む商用**の場合は、その期間にかかわらず「短期滞在」査証には該当しませんのでご注意ください。

- 旅券(パスポート)
  - 査証申請書
  - 写真(45×45mm, 6ヶ月以内に撮影)
  - 航空券(往復)の予約確認ができる書類
  - ビジネス関係を証明する書類として次の書類
    - ◇法人登記簿謄本, Form VI & XXVI (原本とコピー)
    - ◇在職証明書(役職名, 入社年月日, 月給を記載)
    - ◇所属会社からの出張命令書(理由, 期間を記載)
    - ◇日本での用務, 過去の取引実績のわかる資料
      - ・輸出入事業許可書
      - ・会社間の取引契約書
      - ・研修受入先からの承諾書及び計画書 など
- 具体的な研修日程、研修場所、受入責任者、実務研修の有無、研修手当等受入側から研修生に対し支払われる金銭の有無、について記載願います。

- 
- 日本側招へい機関からの招へい理由書
  - 滞在予定表(日程, 宿泊先, 連絡先を明記)
  - (2名以上の場合)申請人名簿
  - 招へい機関が渡航費用を負担する場合には  
身元保証書及び法人登記簿謄本又は会社団体概要説明書  
または、上場企業である場合は会社四季報(写)

**いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。**

**またミャンマー語の書類は原本と訳文(日または英)と各コピーを添付して下さい。**

**特に記載のないものについては原本(1部)をご提出下さい。**

初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方へのインタビューや日本の外務省への照会等が必要となります。そういった場合には希望の渡航予定日までに審査が終了しないことがありますので、日数に余裕を持って早めに申請するようにお願いします。(申請から10日以上経過しても大使館から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載されたバーコード番号と申請者のお名前をお伝え下さい)。